

平成16年4月16日
情報・システム研究機構
国立極地研究所規則第2号

最終改正

平成30年3月30日

(設置)

第1条 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立極地研究所(以下「研究所」という。)に、南極隕石研究委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、南極隕石について次に掲げる事項を審議する。

- 一 南極隕石の研究計画に関する事
- 二 試料の配分計画及び配分の対象となる研究計画の採択等試料の活用に関する事
- 三 南極隕石ラボラトリーの管理運営に関する重要事項
- 四 その他必要と認められる事項に関する事

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で次に掲げる者をもって組織する。

- 一 所長が指名する副所長
 - 二 極域科学資源センター長
 - 三 南極隕石ラボラトリー責任者
 - 四 南極隕石ラボラトリーキュレーター
 - 五 学識経験のある者のうちから、所長が委嘱する者
 - 六 研究所の職員のうちから、所長が指名する者
- 2 特別の事項を調査審議するため、委員会に臨時委員を置くことができる。

(任期)

第4条 前条第1項第5号及び第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長並びに幹事若干名を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから所長が指名する。
- 3 副委員長は、委員の互選とする。
- 4 幹事は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事は、委員長の命を受け、議事を整理する。

(分科会)

第6条 委員会にその定めるところにより、調査審議する事項を分担して行うため、分科会を置くことができる。

2 分科会に属する委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

第7条 各分科会に分科会長、副分科会長及び分科会幹事を置く。

2 分科会長、副分科会長及び分科会幹事は、当該分科会の委員のうちから委員長が指名する。

3 分科会長は、分科会の会務を総理する。

4 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 分科会幹事は、分科会長の命を受け、議事を整理する。

(議事)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 前2項の規定は、分科会の議事に準用する。

4 委員長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、立川共通事務部研究推進課において処理する。

(雑則)

第10条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成18年8月1日から施行する。

2 この規則の施行によって委嘱または指名された最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年10月2日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。